

# 統合型リゾート(IR: Integrated Resort) ～事業者選定: マサチューセッツ州の事例～

2015年6月

有限責任監査法人トーマツ パートナー  
IRビジネス・リサーチグループ リーダー  
仁木一彦

※当該資料中、意見に亘る部分は著者の私見であり、著者の属する法人等のものではありません。

## I. はじめに

我が国では、「特定複合観光施設区域整備法案(仮称)～IR 実施法案～に関する基本的な考え方(案)」において、IR の設置区域は地方公共団体の申請に基づいて国が指定した区域に限定することが検討されています。また、設置総数を限定すること、IR の運営を行う民間事業者は地方公共団体と施設の設置の条件を取り決めること等が、併せて検討されています。

「特定複合観光施設区域整備法案(仮称)～IR 実施法案～に関する基本的な考え方(案)」(2014年10月16日国際観光産業振興議員連盟(IR 議連)公表)より一部抜粋

- IR の設置総数・設置区域は限定し、慎重かつ段階的な導入を図る  
カジノを含む IR は、全国津々浦々に設置すべき施設ではない。わが国におけるその施設総数・設置区域を明確に限定し、かつ、その着実な施行を確認して、段階的に設置することを基本とする。
- 地方公共団体の申請に基づき、国が IR の設置区域・地点を指定する  
カジノを含む IR が設置される区域・地点の指定は、地方公共団体による提案・申請をもとに、国がこれを評価・判断し、指定する。
- カジノの施行は民設民営を基本とし、区域指定を受けた地方公共団体が民間事業者を選定する  
指定を受けた地方公共団体は、IR を自らの費用とリスクによって整備し、運営する民間事業者を公募により選定することを基本とする。その際、設置の条件を地方公共団体と民間事業者との間で取り決める。

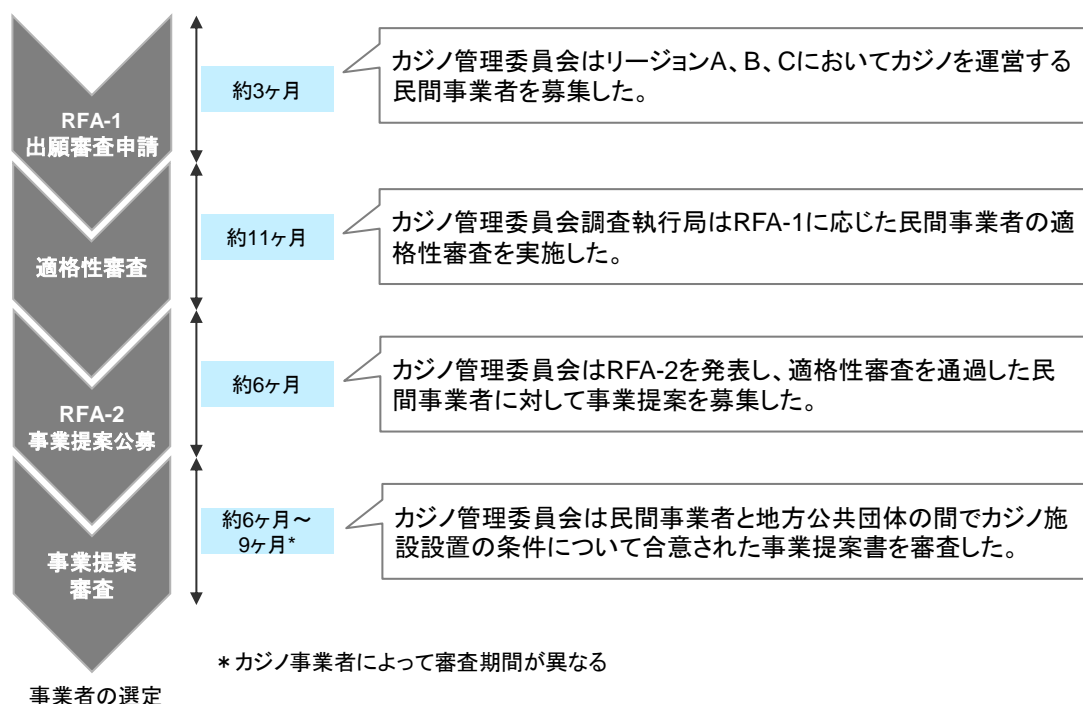
アメリカ合衆国マサチューセッツ州においても、ゲーミング法で設置数(3 施設)を限定して事業者選定を実施した点、民間事業者の選定に際し地方公共団体と民間事業者の間で協議がなされた点から、我が国でのカジノ事業者選定の検討状況の参考になると考えられます。なお、マサチューセッツ州では州を3つ(リージョン A、リージョン B、リージョン C)に区分けし、各リージョンで1施設ずつ設置することが法令で規定されています。2014年5月現在、リージョン A、リージョン B でカジノ事業者が選定されました。

## II. マサチューセッツ州の事業者選定

マサチューセッツ州におけるカジノ事業者選定では、カジノ管理委員会(Massachusetts Gaming Commission)が出願審査申請(RFA-1(Request for Application-1))でカジノ施設の運営を希望する民間事業者を募集しました。その後、適格性審査を踏まえ、事業提案公募(RFA-2)を実施し、カジノ事業者を選定しました。

RFA-1 では、カジノ管理委員会が指定したカジノ設置地域で、カジノ施設運営を希望する民間事業者を募集し、カジノ管理委員会の調査執行局が RFA-1 を申請した民間事業者の適格性を審査します。RFA-2 では、カジノ管理委員会は適格性審査を通過した民間事業者から具体的な設置場所、投資金額等の提案を受けます。提案内容については民間事業者が地方公共団体、地域住民と合意し、協定を取り交わすことが要件とされ、合意のとれた事業提案はカジノ管理委員会の審査/レビューチームが審査し、最終的にカジノ管理委員会の5名の理事がカジノ事業者として選定しました。

図表 1 事業者選定プロセスとその期間



### Ⅲ. 日本の事業者選定

我が国で想定されている事業者選定は、「特定複合観光施設区域整備法案(仮称)～IR 実施法案～に関する基本的な考え方(案)」において「施設総数・設置区域を明確に限定し」、地方公共団体が「IR を自らの費用とリスクによって整備し、運営する民間事業者を公募により選定する」と記載されています。カジノ施設の設置数で限定されている点、カジノ施設の運営を行う民間事業者を地方公共団体が協定で取り決めるという点で類似すると考えられ、マサチューセッツ州の事業者選定が参考になると想定されます。

今後、IR 関連法令の審議状況に伴い、IR 誘致を目指す地方公共団体それぞれが、事業者選定プロセスについてもさまざまな検討を行っていくと考えられます。

本記事に関するより詳しい情報は、以下までお問い合わせください

IR(統合型リゾート)ビジネス・リサーチグループ

[info-irbg@tohatsu.co.jp](mailto:info-irbg@tohatsu.co.jp)

## 著者紹介



仁木 一彦(にき・かずひこ)

IR ビジネス・リサーチグループ リーダー

有限責任監査法人トーマツ パートナー

### 【経歴】

IR ビジネスに係るプロジェクトの業務責任者を複数務め、IR ビジネス参入を検討する企業だけでなく、国や地方自治体に対するサポートも手がける。IR ビジネスに関係の深いエンタテインメント、メディア、不動産、ホテル等でのコンサルティング業務経験を多数有する。企業の透明化・健全化に関する分野を中心に専門分野は各種規制対応、コーポレートガバナンス、内部統制、内部監査、不正対策、リスクマネジメント、コンプライアンス、CSR 等。著書に『図解 ひとめでわかる内部統制 第3版』(東洋経済新報社)、『図解 ひとめでわかるリスクマネジメント 第2版』(東洋経済新報社)、『リスクマネジメントのプロセスと実務』(LexisNexis)など多数。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu Limited.

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited